

有効期間満了日 平成34年3月31日
熊交指第729号
平成30年12月5日

デジタルステレオカメラ及び図化機の運用要領について（通達）

【概 要】

本通達は、交通事故捜査の適正化及び効率化に資することを目的として、正確な現場見取図の作成を行うことが出来るデジタルステレオカメラ及び図化機の運用要領を定めたものである。